

京都府がん対策推進計画（中間案） 概要版

1 計画の趣旨

がんは、府民の死亡原因の第1位であり2人に1人が罹患するなど、府民の生命や健康にとって脅威であるため、予防、早期発見、医療提供体制の整備、患者への相談支援等のがん対策について計画を策定して取り組んできたところ、計画期間の終了に伴い計画を改定し、更なる対策を進める。

2 計画期間

平成30年度から35年度までの6年間

3 計画の性格

- ・がん対策基本法第12条により、都道府県がん対策推進計画を策定
- ・京都府がん対策推進条例第16条により、計画の策定等は京都府がん対策推進協議会の意見を聴くものとなっている。

4 中間案の内容

○改正のポイント

がん予防を強く打ち出すとともに、医療の進歩を踏まえながら、がんとの共生（就労支援等）を目指して目標を設定

○全体目標

- ・がんを予防し、早期発見・早期治療でがんで亡くなる人を減らす
- ・適切な医療を実現し、がん患者およびその家族の苦痛や精神的不安の軽減ならびに療養生活の質の維持向上
- ・がんになっても安心して暮らせる社会の構築

※目標値 がん年齢調整死亡率（75歳未満10万人対）72.5（H27） → 63.8（H35）

○ 分野別施策

(1) がん予防・がん検診の強化

【1次予防：がんのリスクの減少】

がんの教育・正しい知識の普及啓発	学校におけるがんを含めた健康教育の充実 企業のがん検診受診率向上、健康経営の取組を推進
たばこ対策	防煙教育、医療機関等での禁煙治療、受動喫煙防止対策の推進
感染によるがん予防	府・市町村による肝炎検査・患者支援、医療体制の整備
食生活・生活習慣	府・市町村による生活習慣の指導・啓発の強化

【2次予防：がんの早期発見、がん検診】

検診の受診率向上	市町村や職域でのがん検診の啓発の強化 休日・夜間・セット検診等の受診しやすい環境の整備促進
精度管理・検診従事者の資質向上	府協議会によるデータ分析・事業評価の実施 検診事業従事者の資質向上のための研修の充実

＜主な目標＞	・がんの教育実施校数	102校 (H28) → 全校 (H35)
	・成人喫煙率	17.8% (H28) → 12% (H34)
	・がん検診受診率	
	胃	35.5% (H28) → 50% (H35)
	肺	41.2% (H28) → 50% (H35)
	大腸	37.0% (H28) → 50% (H35)
	乳	39.4% (H28) → 50% (H35)
	子宮	38.5% (H28) → 50% (H35)

(2) がん医療体制の整備・充実

新	手術療法・放射線療法及び薬物療法、免疫療法の推進	府、拠点病院による標準治療の均てん化の推進 がん拠点病院等の機能強化、医療従事者確保の推進
	緩和ケア・支持療法	拠点病院緩和ケアチームの機能強化や研修の充実
	在宅医療	関係医療機関の連携強化、在宅緩和ケア従事者の育成・確保の推進
	連携体制	府内統一地域連携パスの作成・普及、地域関係者の連携強化
	小児がんへの対応	小児がん拠点病院による医療提供体制の充実・強化
新	ゲノム医療の普及	拠点病院等の連携によるゲノム医療の推進や情報提供の充実
	治療機能の充実	チーム医療の推進や希少がん・難治性がんへの対応の強化
	がん登録	府による全国がん登録データの分析・活用体制の強化

＜主な目標＞	・緩和ケア病棟の設置の医療圏数	2医療圏 (H28) → 全医療圏に整備 (H35)
	・地域連携パス適用件数	512件/年 (H27) → 検討中

(3) がんとの共生社会の実現

新 新 新	相談支援・情報提供体の充実	がん総合相談支援センターによる患者に寄り添った相談支援の充実 拠点病院の連携による必要な情報提供体制の強化
	就労支援の強化	相談センター等の就労継続や両立支援への支援体制の充実・強化 ハローワークとの連携で再就職支援体制の強化
	社会的な問題への対応	拠点病院等における外見（アピランス）に係る支援の充実
	小児AYA世代高齢者支援	府、拠点病院による情報提供体制の強化と支援体制の整備促進

＜主な目標＞	・相談支援センター相談件数	2,158件/月 (H28) → 検討中
	・就労支援に係る相談	検討中